

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置証明の概要（会員以外用）

2016/8/3

【支援措置】

生産性を高めるための機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減、計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援。

【対象事業者】

租特税法の中小事業者等

（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人／資本金若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人／常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人）

【工業会の証明】

固定資産税の軽減措置の要件を満たすかどうかの判定を、既に実施している生産性向上設備投資税制と同様に証明を担当。

【対象設備】

生産性向上設備投資促進税制の対象設備では、機械及び装置／器具及び備品／工具／ソフトウェアなどであったが、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置での対象設備は「機械及び装置」のみに限定される。

中小企業等経営強化法では、販売開始から10年以内かつ、1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの。詳細はQ&A等参照。

【機械及び装置】

測定装置は「機械及び装置」、「器具及び備品」いずれにも資産登録（減価償却）が可能なようです。対象設備が「機械及び装置」で有ることは必ずご確認ください。同一設備を生産性向上設備投資促進税制で「器具及び備品」、中小企業等経営強化法で「機械及び装置」としての証明はできません。

【生産性向上設備投資促進税制と中小企業等経営強化法】

両方の優遇税制を併用することができる。この場合、中小企業等経営強化法の対象が「機械及び装置」のみで有るため、生産性向上設備投資促進税制の証明は「機械及び装置」でなければならない。（「器具及び備品」は証明不可。）

【設備の用途又は細目】

様式1の「設備の用途又は細目」欄は必ず記入が必要。

【証明費用】

非会員¥2,000/件（生産性向上設備投資促進税制と中小企業等経営強化法の同時申請時¥3,000/2通）。

以上